

除染作業等業務委託 特記仕様書

業務委託番号：_____

業務委託名称：長沼高等学校除去土壌等搬出業務委託_____

履行場所：福島県須賀川市長沼字子ッコ橋 地内他_____

- 1 本業務の実施にあたっては、契約書及び福島県除染作業共通仕様書によるほか、この特記仕様書に基づき実施しなければならない。
- 2 福島県除染作業共通仕様書に対する特記及び追加事項は、本特記仕様書によるものとする。
- 3 本特記仕様書は、共通仕様書に優先する。

福島県立長沼高等学校

1. 目 的

本業務は、長沼高等学校他4校が実施した除染事業で発生し、現場保管していた除去土壌等を掘起し、長沼高等学校へ運搬し、地下保管ピットの埋め戻しを実施するものである。

2. 業務場所

①除去土壌等掘り起こし・原状回復及び集約作業場所

長沼高等学校（福島県須賀川市長沼字子ッコ橋 地内）

②除去土壌等掘り起こし・原状回復及び収集作業場所

a. 須賀川高等学校（福島県須賀川市緑町 地内）

b. 須賀川桐陽高等学校（福島県須賀川市陣場町 地内）

c. 清陵情報高等学校（福島県須賀川市滑川字西町 地内）

d. 須賀川支援学校（福島県須賀川市芦田塚市 地内）

3. 仕様等

本業務の履行にあたっては、次の関係法令、諸規則等に準拠するものとする。

ただし、本仕様書に記載のない事項及び本業務の履行に疑義が生じた場合は、発注者と受注者とが協議の上、発注者の指示に従うものとする。

① 放射性物質汚染対処特別措置法

② 除染関係ガイドライン（第2版 平成28年9月追補）

③ 除染業務に係る技術指針（第2版）

④ 仮置場等技術指針（第4版）

⑤ 除染業務等に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン

⑥ 福島県土木部共通仕様書

⑦ 須賀川市除染実施計画＜第3版＞

4. 留意事項

- ・搬出場所で砂等の飛散がある場合は、適時散水等の対策をすること。
- ・除去土壌を運搬する際は、飛散・流出防止に留意すること。
- ・除去土壌の据付をする際は、除去土壌が外部に飛散・流出しないようにすること。
- ・除去土壌をクレーンで据付する際は、防護柵等の仮置場敷地が破損しないよう注意し施工すること。また、クレーンの転倒を防ぐために、定格総荷重の範囲内での作業を厳守すると共に強風時の作業は注意すること。
- ・保管土壌の袋詰めについては、最大充填質量を確認し、余裕をもって詰め込むこと。
- ・使用する袋については、使用前に材料の証明証等により、監督員の確認を受けること。
- ・保管した除去土壌の量、保管を開始した年月日及び終了した年月日の記録方法については監督員の指示に従うこと。
- ・遮水シートの撤去数量については、現地にて測定し面積を把握すること。
- ・掘削後のトレンチは、深さ、幅、延長の測定について、監督員の確認を受けること。
- ・集約作業場所において、同時施工として須賀川市が収集した除去土壌等を搬入することから、集約作業の実施について調整を図ること。
- ・集約作業場所において、後工事として環境省が集約した除去土壌等を搬出することから、汚染土壌の集約場所等については調整を図ること。

5. 通学時間の工事関係車両の出入りは行わないものとする。
6. その他
 - ・ 起工測量の結果、設計数量との相違が確認された場合は甲乙協議を行うこと。